

## 令和6年第1回臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和6年2月1日（木曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 会	2月1日 10時00分 渡久地政雄議長宣言			
閉 会	2月1日 10時19分 渡久地政雄議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	渡久地 政 雄 議員	7	島 袋 勉 議員
	2	知 念 邦 夫 議員	8	島 袋 義 範 議員
	3	宮 城 弘 和 議員	9	亀 里 敏 郎 議員
	5	虻 江 修 議員	10	名 嘉 實 議員
	6	並 里 晴 男 議員	11	内 間 広 樹 議員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 山城直也君 主 査 金城成君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	名城政英君	教 育 長	玉城洋之君
	総務課長	西江忍君	企 画 課 長	島袋英樹君
	総務課長補佐	古堅裕喜君		
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

## 令和6年第1回伊江村議会臨時会議事日程（第1号）

令和6年2月1日（木）午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名（5番 虻江 修議員・6番 並里晴男議員）
第2		会期の決定
第3	発議第1号	伊江島補助飛行場でのパラシュート降下訓練中における提供施設区域外への落下事故に対する意見書
第4	発議第2号	伊江島補助飛行場でのパラシュート降下訓練中における提供施設区域外への落下事故に対する抗議決議
第5		閉会中の議員派遣について

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ただいまより、令和6年第1回伊江村議会臨時会を開会いたします。

(開会時刻10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって5番 虻江 修議員、6番 並里晴男議員を指名します。

---

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第2 会期の決定について議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日間に決定しました。

---

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第3 発議第1号 伊江島補助飛行場でのパラシュート降下訓練中における提供施設区域外への落下事故に対する意見書を議題といたします。

本案は、提出者、島袋 勉議員。賛成者、島袋義範議員から提出されております。

本案について、趣旨説明を求めます。7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島袋 勉 議員

おはようございます。早速本題に入ります。

発議第1号 伊江島補助飛行場でのパラシュート降下訓練中における提供施設区域外への落下事故に対する意見書。

発議第1号につきましては、1月29日の全員協議会において採択され、本臨時会に提案いたします。

それでは、発議第1号を読み上げて提案させていただきます。

伊江島補助飛行場でのパラシュート降下訓練中における提供施設区域外への落下事故に対する意見書。

1月25日午後1時45分頃、伊江島補助飛行場でのパラシュート降下訓練中に、隊員3人が強風に煽られ、演習場フェンスから約200メートル離れた提供施設区域外の畑及び農道に落下した。農作物等への被害はなかったものの、付近には農作業に従事する村民や車両が往来する場所であり、一步間違えば大惨事となる可能性もあった。また、隊員3人の落下は危険性が高く断じて許されるものではない。

伊江村議会は、パラシュート落下事故及び在沖米軍による事件・事故に対し、これまで幾度となく再発防止を強く要請してきたにもかかわらず、今回の事故が発生したことは極めて遺憾であると同時に、米軍の訓練に対する認識の甘さと米兵に対する安全教育、徹底指導がなされていないことを証明するものであり、強い憤りを感じる。よって、本村議会は村民の尊い生命及び財産、安全・安心な生活を守る立場から提供施設区域外へのパラシュート落下事故に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を強く要求する。

記、1. 事故原因を徹底究明し、その結果を速やかに公表すること。2. 悪天候時の訓練は中止すること。3. 伊江島補助飛行場における訓練時の飛行経路を徹底遵守し、民間上空を飛行しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和6年2月1日、沖縄県国頭郡伊江村議会。

あて先、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣、外務省特命全権大使、沖縄防衛局長。

うち沖縄防衛局長に対しましては、本日採択されれば、2月5日月曜日、午後1時から全議員で直接手交し要請を行います。その他につきましては、郵送で対応したいと考えており、取扱いに関しましては議長に一任申し上げます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。11番 内間広樹議員。

○ 11番 内 間 広 樹 議員

意見書に対する質疑ではないんですけれども、当日午後1時45分にこの事故が起きたということで、議長が出張で私に一報があったのが14時50分ということで、1時間後にこの事故報告があったので、議会として現場に駆けつけたときには、もう既にその形跡はなかったということです。今後こういう事故があった場合には、速やかに議会のほうにも報告していただければなというふうに対応をお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑はございませんか。

休憩します。

(休憩時刻10時07分)

再開します。

(再開時刻10時13分)

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております発議第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって発議第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから発議第1号 伊江島補助飛行場でのパラシュート降下訓練中における提供施設区域外への落下事故に対する意見書を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって発議第1号 伊江島補助飛行場でのパラシュート降下訓練中における提供施設区域外への落下事故に対する意見書は、原案のとおり可決されました。

---

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第4 発議第2号 伊江島補助飛行場でのパラシュート降下訓練中における提供施設区域外への落下事故に対する抗議決議を議題といたします。

本案は、提出者、宮城弘和議員。賛成者、島袋義範議員から提出されております。

本案について、趣旨説明を求めます。3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮 城 弘 和 議員

発議第2号 伊江島補助飛行場でのパラシュート降下訓練中における提供施設区域外への落下事故に対する抗議決議。

発議第2号につきましても、1月29日の全員協議会において採択され、本臨時会に提案いたします。

なお抗議決議文につきましては、先ほど発議第1号意見書同様の内容となっておりますので割愛させてい

ただきます。

宛先は、駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事。

全て郵送で対応したいと考えております。取扱いに関しましては議長に一任申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております発議第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって発議第2号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから発議第2号 伊江島補助飛行場でのパラシュート降下訓練中における提供施設区域外への落下事故に対する抗議決議を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって発議第2号 伊江島補助飛行場でのパラシュート降下訓練中における提供施設区域外への落下事故に対する抗議決議は、原案のとおり可決されました。

---

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第5 閉会中の議員派遣について議題といたします。お諮りします。

閉会中の議員派遣について、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって閉会中の議員派遣について、別紙のとおり決定いたしました。

次にお諮りします。

ただいま可決されました議員派遣の内容については、今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議員派遣の内容に変更を要するときには、その取扱いについては議長に一任することに決定いたしました。

次にお諮りします。

会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決された案件について、その字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、その字句、数字その他の整理は、議長に一任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和6年第1回伊江村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻10時19分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき  
ここに署名する。

伊 江 村 議 会

議 会 議 長 渡久地 政 雄

署名議員（5番） 虻 江 修

署名議員（6番） 並 里 晴 男